

青色申告特別控除とは？

①65万円の青色申告特別控除

【適用の要件】

ア. 事業所得または事業的規模の不動産貸付けによる不動産所得がある人

※事業的規模の不動産貸付けとは、5棟または10室以上（形式基準）の不動産貸付けが該当します。

イ. 「正規の簿記の原則」に従って取引を記録していること

ウ. 損益計算書、貸借対照表、その他の計算明細書を確定申告書に添付して提出していること

エ. 期限内に確定申告書を提出すること

【控除の順序】

不動産所得の金額と事業所得の金額の範囲内で最高65万円を不動産所得の金額、事業所得の金額から順次控除します。

※会計ソフト「ブルーリターンA」を活用すれば、複式簿記の記帳も簡単に作成できます。

②10万円の青色申告特別控除

前記以外の青色申告者は、すべて10万円の青色申告特別控除を適用します。

通常の方法で計算した不動産所得の金額と事業所得の金額または山林所得の金額の合計額の範囲内で、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額から最高10万円を順次控除します。

○白色申告者との比較

白色申告者はこの特別控除を受けることができませんので、青色申告者と比べて税金の負担が多くなります。